

## 財務諸表に対する注記

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

## (2) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法により行っている。

## (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人青森県社会福祉協議会の実施する青森県民間社会福祉事業職員共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

賞与引当金

夏期賞与支給見積額のうち、平成29年12月～平成30年3月にあたる4/6カ月分を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する青森県民間社会福祉事業共済制度

## 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

## (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

## (2) 事業区分別内訳表 省略1

## (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 省略

## (4) 収益事業における拠点区分別内訳表 該当なし

## (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

千年園拠点(社会福祉事業)の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

- ・本部
- ・障害者支援施設 千年園
- ・障害者支援施設 千年園(短期入所)
- ・相談支援事業所 ちとせ

各市町村の委託事業である「日中一時・移動支援事業」については本体施設「千年園」と一体的に事業を実施し、また占める割合も僅かであるため千年園サービス区分としている。

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等

特別積立金の取崩し

該当なし

## 8. 担保に供している資産

該当なし

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	32,456,950	3,549,504	28,907,446
構築物	37,313,542	27,327,501	9,986,041
車両運搬具	22,019,712	18,462,890	3,556,822
器具及び備品	48,902,934	35,116,895	13,786,039
機械及び装置	933,850	631,635	302,215
合 計	141,626,988	85,088,425	56,538,563

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. その他社会福祉法人の経営成績と財政状況のために必要な事項  
該当なし